

計画期間
令和3年度～令和12年度

美瑛町 酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和 4年 3月

北海道 美瑛町

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤強化に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - 2 その他必要な事項

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
美瑛町	美瑛町一円	5,619	3,474	3,210	9,800	30,087	5,800	3,666	3,410	10,100	34,441
合計		5,619	3,474	3,210	9,800	30,087	5,800	3,666	3,410	10,100	34,441

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
美瑛町	美瑛町一円	6,736	1,088	1,792	9	2,889	3,799	48	3,847	7,275	1,181	1,881	13	3,075	4,150	50	4,200
合計		6,736	1,088	1,792	9	2,889	3,799	48	3,847	7,275	1,181	1,881	13	3,075	4,150	50	4,200

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標														
	飼養形態					牛					飼料					人									
	経営形態	飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体積及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 子牛1頭当たりの費用合計(現状平均規模との比較)	労働 子牛1頭当たりの飼養時間	総労働時間(主たる従事者の間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者当たり所得	
肉専用種 — 繁殖経営	法人	2,300	牛房群飼	—	分離	31 (ha)	ヶ月 13	ヶ月 25	ヶ月 30	kg 800	kg 混糞主体	ha 52	—	3種類	20%	20%	割 8	円(%) 450,000	hr 3.4	hr 6000 (2,000)	万円 83,260	万円 80,000	万円 3,260	万円 1,200	

備考

(2) 肉牛用 (肥育・一貫) 経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標										備考	
	経営形態				牛						飼料						人					
	飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日あたり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用率	生産コスト 肥育牛1頭当たり(現状との平均規模との比較)	牛1頭当り労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費		農業所得
肉専用種肥育経営	200	牛房群飼	分離	9	30	21	800	kg 去勢 0.907 雌 0.769	kg 混糲 主体	ha 40	—	3種類	20%	13%	6割	円(%) 500,000	hr 34	hr 4,000 (2,000)	万円 11,220	万円 10,000	万円 1,220	万円 980
乳用種一貫経営	2,400	牛房群飼	分離	8	26	18	800	kg 0.907	kg 混糲 主体	ha 75	—	3種類	20%	13%	4割	円(%) 550,000	hr 1.4	hr 6,000 (2,000)	万円 56,328	万円 55,000	万円 1,328	万円 1,100

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含まれないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
美瑛町 一円	現在	戸 482	戸 31 (3)	% 6.4	頭 5,619	頭 3,474	頭 181
	目標		27 (2)		5,800	3,666	214
	現在						
	目標		()				
合計	現在	482	31 (3)	6.4	5,619	3,474	181
	目標		27 (2)		5,800	3,666	214

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

- ・ 粗飼料生産は主に集団生産組織、コントラクターやTMRセンターの活用により、労働負荷の軽減、高品質、低コスト化を推進する。
- ・ 飼料自給率の向上のため、土地基盤の整備、拡充、合理化を進めるとともに、飼料費の低減を図るため副産物の利活用を図る。また、域内の未利用飼料活用のため、調整を図る。
- ・ 乳用牛群検定事業の牛群管理を徹底し、コスト低減と併せ、生産性向上を図る。
- ・ 酪農ヘルパー事業の充実による労働時間の削減を図り、ゆとりある効率的な経営を推進する。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
		戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
肉専用種繁殖経営	美瑛町	現在	482	1	0.2	2,821	2,773	1,088	1,676	9		48	
		目標				2,895	2,845	1,181	1,651	13		50	
	合計	現在	482	1	0.2	2,821	2,773	1,088	1,676	9		48	
		目標				2,895	2,845	1,181	1,651	13		50	
肉専用種肥育経営	美瑛町	現在	482	1	0.2	116	116	0	116	0			
		目標		(1)		230	230	()	(230)	0			
	合計	現在	482	1	0.2	116	116	0	116	0			
		目標		(1)		230	230	()	(230)	0			
乳用種・交雑種肥育経営	美瑛町	現在	482	1	0.2	3,799				3,799	3,799		
		目標		(1)		4,150				4,150	4,150		
	合計	現在	482	1	0.2	3,799				3,799	3,799		
		目標		(1)		4,150				4,150	4,150		

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

・肉専用種肥育経営

- ア. 生産性と肉質の向上のため、各種研究機関による牛群検定や改良試験などの情報収集を進めることで経営の安定化を図る。
- イ. 地域耕種農家との連携により、圃場副産物の有効活用と堆肥の積極的な利用を図ることで地域循環型農業を推進する。
- ウ. 美瑛産牛肉の商品化と地域ブランド化の取組みを推進する。

・肉専用種一貫経営

- ア. 生産性と肉質の向上のため、各種研究機関による牛群検定や改良試験などの情報収集を進めることで経営の安定化を図る。
- イ. 地域耕種農家との連携により、圃場副産物の有効活用と堆肥の積極的な利用を図ることで地域循環型農業を推進する。
- ウ. 美瑛産牛肉の商品化と地域ブランド化の取組みを推進する。

・乳用種一貫経営

- ア. 酪農家による初生牛の適正管理と、導入後の疾病対策等により事故率の低減を図る。
- イ. 地域耕種農家との連携により、圃場副産物の有効活用と堆肥の積極的な利用を図ることで地域循環型農業を推進する。
- ウ. 美瑛産牛肉の商品化と地域ブランド化の取組みを推進する。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標 (令和12年度)
飼料自給率	乳用牛	72%	74%
	肉用牛	19%	30%
飼料作物の作付延べ面積		2430ha	2450ha

2 具体的措置

酪農については購入飼料に依存しない自給飼料の確保に向けた生産基盤の整備を行い自給率の向上を図る。

肉用牛については飼料需要が多量になることから、飼料の確保が必要となるが、自耕作地における生産基盤の拡大が限界にきており、転作田の飼料利用、道内産の購入飼料の利用を図る。

3 飼料需要見込み量

○現在 (平成30年度)

区 分	頭 数 ①	年間必要 TDN量 1頭 ②	年間必要 TDN量 (t) ③	粗飼料		濃厚飼料		町内産飼料から 供給されるTDN量			自給飼料率 ⑦=⑥÷③
				給与	自給	給与	自給	粗飼料 ④	濃厚飼料 ⑤	計 ⑥=④+⑤	
乳牛(成)	3,474	5,092	17,690	64	100	32	2	11,321	320	11,641	66
乳牛(育)	2,145	1,524	3,269	81	100	7	4	2,648	36	2,684	82
乳牛計	5,619	3,763	20,959					13,969	356	14,325	68
肉用牛(繁)	1,097	1,636	1,795	92	100	11	0	1,651	0	1,651	92
肥育肉専	1,792	1,716	3,075	28	100	87	0	861	0	861	28
肥育乳用	3,847	2,445	9,406	18	100	87	0	1,693	0	1,693	18
肉用牛計	6,736	2,101	14,276					4,205	0	4,205	29
合 計	12,355		35,234					18,174	356	18,530	53

○目標 (令和12年度)

区 分	頭 数 ①	年間必要 TDN量 1頭 ②	年間必要 TDN量 ②	粗飼料		濃厚飼料		町内産飼料から 供給されるTDN量			自給飼料率 ⑥=⑤÷②
				給与	自給	給与	自給	粗飼料 ③	濃厚飼料 ④	計 ⑤=③+④	
乳牛(成)	3,666	5,092	18,667	64	100	36	12	11,946	806	12,752	68
乳牛(育)	2,134	1,524	3,252	81	100	19	12	2,634	74	2,708	83
乳牛計	5,800	3,763	21,919					14,580	880	15,460	71
肉用牛(繁)	1,181	1,636	1,909	92	100	8	12	1,756	15	1,771	92
肥育肉専	1,881	1,716	3,228	28	100	72	12	904	279	1,183	37
肥育乳用	4,200	2,445	10,245	18	100	82	12	1,847	956	2,803	27
肉用牛計	7,262	2,101	15,382					4,507	1,250	5,757	30
合 計	13,062		37,301					19,087	2,130	21,217	52

4 飼料供給計画

区分	現在(平成30年度)				目標(令和12年度)				
	生産量 (TDN換算)	生産量 (生重換算)	単収 (kg /10a)	飼料作付 延べ面積	生産量 (TDN換算)	生産量 (生重換算)	単収 (kg /10a)	飼料作付 延べ面積	
	(TDNkg)	(t)		(ha)	(TDNkg)	(t)		(ha)	
町内産飼料	粗飼料	18,530	102,946	4,294	2,390	21,235	94,718	4,294	2,390
	良質 牧草	13,342	81,057	4,100	1,977	15,286	75,850	4,100	1,977
	デントコーン	5,188	21,889	5,300	413	5,949	18,868	5,300	413
	低質 稲わら	0	—	—	—	—	—	—	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	—
	濃厚飼料	356	476	1,190	40	535	714	1,190	60
	イアコーン	356	476	1,190	40	535	714	1,190	60
	計	18,886	—	—	2,430	21,770	—	—	2,450
町外産飼料	粗飼料	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸入品	—	—	—	—	—	—	—	—
	濃厚飼料	16,348	—	—	—	15,531	—	—	—
	輸入品	16,348	—	—	—	15,531	—	—	—
	計	16,348	—	—	—	15,531	—	—	—
合計	35,234	—	—	2,430	37,301	—	—	2,450	

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

地域の生乳生産量や処理量に対応した集送乳体制の整備など、生乳流通コストの低減を推進する。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在(平成30年度)						目標(令和12年度)					
		出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
			道内			道外			道内			道外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
美瑛町	肉専用種	頭 1,017	頭 150	頭 54	頭 0	頭 813	% 80	頭 1,066	頭 130	頭 84	頭 0	頭 852	% 80
	乳用種	2,417	2,417	0	0	0	100	2,580	2,580	0	0	0	100
	交雑種												
合計	肉専用種	1,017	150	54	0	813	80	1,066	130	84	0	852	80
	乳用種	2,417	2,417	0	0	0	100	2,580	2,580	0	0	0	100
	交雑種												

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

・肉専用種肥育経営

- ア. 生産性と肉質の向上のため、各種研究機関による牛群検定や改良試験などの情報収集を進めることで経営の安定化を図る。
- イ. 地域耕種農家との連携により、圃場副産物の有効活用と堆肥の積極的な利用を図ることで地域循環型農業を推進する。
- ウ. 美瑛産牛肉の商品化と地域ブランド化の取組みを推進する。

・肉専用種一貫経営

- ア. 生産性と肉質の向上のため、各種研究機関による牛群検定や改良試験などの情報収集を進めることで経営の安定化を図る。
- イ. 地域耕種農家との連携により、圃場副産物の有効活用と堆肥の積極的な利用を図ることで地域循環型農業を推進する。
- ウ. 美瑛産牛肉の商品化と地域ブランド化の取組みを推進する。

・乳用種一貫経営

- ア. 飼料基盤に見合った規模拡大と飼料自給率の向上による経営の安定化を図る。
- イ. 地域耕種農家との連携により、圃場副産物の有効活用と堆肥の積極的な利用を図ることで地域循環型農業を推進する。
- ウ. 美瑛産牛肉の商品化と地域ブランド化の取組みを推進する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

- ・酪農ヘルパー事業の充実による労働時間の削減を図り、ゆとりある効率的な経営を推進する。
- ・搾乳ロボットを中心とした飼養管理モデルを確立し労働負担の軽減を図る。

(2) その他必要な事項

1 牛乳・乳製品の需要拡大

国際化が進展する中で、安全・安心な牛乳、乳製品を安定供給するための生乳生産体制の確立が必要である。
また、消費者ニーズも多様化し、魅力ある製品が求められていることから、牛乳乳製品の地域ブランドの確立に努める。

2 牛肉の需要拡大

肥育技術、肉質の向上と低コスト化を図り、地域ブランド化の推進、製品の差別化、販路拡大とともに消費者に安全、安心な国産牛肉を供給するよう努める。

3 その他

(1) 家畜の改良増殖及び生産技術の改善・普及、技術情報の提供

- ・公共牧場の有効活用を推進する。
- ・肉用牛の改良については、産肉検定成績の活用を推進しながら、飼養管理技術の改善を図り、高品質牛肉の生産に努める。
- ・受精卵採取及び移植を推進する。

(2) 経営、技術指導

- ・町、J A、家畜診療所、農業改良普及センターなどの関係機関の密接な連絡調整を図る。
- ・研修牧場を設置し、搾乳ロボット等の研修を行い美瑛町内での新規就農者確保を目指す。

(3) 家畜衛生及び畜産物の安全性の確保

- ・口蹄疫等の海外悪性伝染病の発生を踏まえ、飼養管理体系の改善を進め、衛生管理及び自衛防疫体制の充実強化を図り、自主的な防疫対策を構築する。
- ・安全で高品質な畜産物を生産するため、飼料添加物の適正使用、日常の飼養管理の徹底を図る。